

# 安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議

## 運営規約（素案）

### ．定義

- 1．本文書において、「グループ」とは、事業者団体、消費者団体、労働組合、金融セクター、NPO・NGO、専門家、行政など、各主体（ステークホルダー）に分類される団体及び個人の集合体を指す。

### ．委員

- 1．事業者団体委員，消費者団体委員，労働組合委員，金融セクター委員，NPO・NGO 委員その他部会に関し設定される新たなグループの委員
  - 1．各グループに属する団体及び個人は，各グループの状況に応じ，可能な限り透明で開かれた公正な過程を経て委員候補を選出するよう努める。
  - 2．各グループのうち，委員候補の選出のための体制が十分に整備されていないグループについては，当該グループについて高い知見を有する者を，運営委員会の意見も踏まえ政府が指名する。
  - 3．委員は，円卓会議と各グループとの意思疎通の媒介者として，各グループ内の意見を把握し，これを前提として円卓会議で議論を行うとともに，円卓会議での議論についてグループ内の広範な団体及び個人への説明や啓発，説得に努めるほか，必要に応じ協力を求める。
- 2．専門家委員
  - 1．専門家委員は，当該専門の事項に関し学識経験若しくは実務経験のある者のうちから，運営委員会の意見も踏まえ政府が指名する。
- 3．行政委員
  - 1．行政委員は，関係行政機関（地方公共団体を含む）の長又は職員のうちから，内閣総理大臣（もしくはその委任を受けた者）が指名する者をもって充てる。
- 4．公募委員
  - 1．公募委員は，ワーキンググループについて必要と認められる場合に，運営委員会が団体若しくは個人から公募し，選出した者から，部会長が指名する。

### ．総会

- 1．権能
  - 1．総会は，円卓会議における審議の基本方針，緊急に対応すべき取組並びに協働戦略について審議を行い，円卓会議としての合意形成を行う。
  - 2．総会は，審議事項に応じ，専門的な検討を行うため，その定めるところに基づき，部会を置くことができる。総会は，部会に関し，審議事項に鑑みて必要な場合，事業者団体，消費者団体，労働組合，金融セクター，NPO・NGO，専門家，行政以外の新たなグループを設定す

ることができる。

- 2 . 組織

- 1 . 総会は、事業者団体委員、消費者団体委員、労働組合委員、金融セクター委員、NPO・NGO委員、専門家委員、行政委員で組織する。行政委員を除き、各グループ委員は原則として4名程度以内とする。
- 2 . 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。委員は、再任されることができる。
- 3 . 総会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。会長は、会務を総理し、円卓会議を代表する。会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

- 3 . 議事

- 1 . 総会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 . 円卓会議における審議の基本方針に関する議事については、原則として、出席委員全員の同意を得るものとする。
- 3 . 行政に対する政策提言を除く各グループの取組に関する議事については、当該グループより選出された委員の同意をもって決する。
- 4 . 行政に対する政策提言については、会長は行政委員以外の出席委員全員の同意を得るよう努めなければならない。全員の同意を得られない場合には、会長が会議の議論を踏まえた上で、議事を決する。

- 4 . 議事の公開等

- 1 . 会議は、原則として公開とし、傍聴席に相応する人数を傍聴させることができる。ただし、特段の理由があると会長が認めた場合は、理由を明示し、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 2 . 会議資料は、原則として会議において公開する。ただし、特段の理由があると会長が認めた場合は、会議資料の全部又は一部を公開しないことができる。
- 3 . 委員から文書にて意見が提出された場合、会長が審議にあたって必要と認めたものは、委員会にて配布する。文書にて意見の提出を行う場合、委員は少なくとも1週間前までに、会長に諮った上で他の委員に配布するよう努めなければならない。
- 4 . 発言者名を記載した議事録を、会議終了後おおむね1か月以内に公表する。ただし、特段の理由があると会長が認めた場合は、理由を明示し、議事録の全部又は一部を非公表とすることができる。
- 5 . 発言者名を記載しない議事要旨を、会議において公開した会議資料とともに、会議終了後速やかに公表する。

- 5 . 参考人等

- 1 . 会長は、必要に応じて、委員以外の学識経験者、事業者、行政機関等に参考人として出席を求めることができる。
- 2 . 委員は、会長の許可を得て、代理の者を出席させることができる。

. 部会

- 1 . 権能

- 1 . 部会は、総会が示す審議の基本方針に従って、緊急に対応すべき取組並びに協働戦略について、専門的な審議を行い、部会としての議決を行う。
- 2 . 部会は、審議事項に応じ、専門的な検討を行うため、その定めるところに基づき、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 . 組織

- 1 . 部会は、原則として、総会が定めるグループの委員で組織する。ただし、各グループ委員の具体的な人数は、審議事項に応じ総会が定めるものとする。
- 2 . 部会に部会長を置く。部会長は、部会の事務を掌理する。部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 3 . 部会長は、審議事項に鑑みて必要な場合、原則として出席委員全員の同意を得て、上記以外の新たなグループを設定し、委員を追加することができる。

- 3 . 議事

- 1 . 議事に関し、 - 3 第 1 項、第 3 項、第 4 項の規定は部会について準用する。
- 2 . 部会における審議の基本方針に関する議事については、原則として、出席委員全員の同意を得るものとする。

- 4 . 議事の公開等

- 1 . 議事の公開等に関し、 - 4 の規定は部会について準用する。

- 5 . 参考人等

- 1 . 参考人等に関し、 - 5 の規定は部会について準用する。

・ワーキンググループ

- 1 . 権能

- 1 . ワーキンググループは、部会が示す審議の基本方針に従って、専門的な審議を行い、ワーキンググループとしての議決を行う。

- 2 . 組織

- 1 . ワーキンググループの委員は、運営委員会が推薦する者から部会長が指名する。

・運営委員会

- 1 . 権能

- 1 . 運営委員会は、総会及び部会に対して審議の基本方針の案の提示を行う。

- 2 . 組織

- 1 . 運営委員会は、事業者団体委員、消費者団体委員、労働組合委員、金融セクター委員、NPO・NGO 委員、専門家委員、行政委員で組織する。行政委員を除き、各グループ委員は原則として 4 名程度以内とする。
- 2 . 組織に関し、 - 2 第 2 項の規定は運営委員会について準用する。
- 3 . 運営委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。委員長は、運営委員会の事務を掌理する。委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代

理する。

4．委員長は、総会及び部会に出席し、審議の基本方針の案の提示を行うとともに、必要に応じて自由に意見を述べるができる。

- 3．議事

1．議事に関し、 - 3 第 1 項の規定は部会について準用する。

2．運営委員会の議事については、原則として、出席委員全員の同意を得るものとする。

- 4．参考人等

1．参考人等に関し、 - 5 の規定は運営委員会について準用する。

・その他

- 1．意思決定にあたっての原則

1．審議事項の決定並びにその他の意思決定において必要がある場合、以下を尊重することとする。

）各主体が単独では解決できない課題や、協働によってより大きな成果を得ることができる課題を扱うこと。

）個別の社会的課題を取り扱う際には、関係者の合意と参加を得ること。

）将来世代の利益を可能な限り尊重すること。

）個々の組織の多様性並びに地域や分野ごとの取組を尊重し、補完的な役割や基盤整備に徹すること。

- 2．その他の議事ルール

1．議事の円滑な進行や建設的な議論を確保するため、議事にあたっては以下を尊重することとする。

）審議にあたっては、社会的責任の定義や対象分野に関する国際的な議論の動向との整合性を確保するよう努める。

）審議を深めるために委員で事例を共有する場合を除き、事件や事故に対する個別組織の具体的な対応を取り上げ、これを批判することはしない。審議を深めるために具体的な事例を取り上げる場合も、議事を非公開とするなど、円卓会議での議論を通じて個別組織が社会の批判を受けることのないよう慎重な対応を行う。

）意見が対立した場合、それぞれ理由を明示するとともに、受け入れ得る代替案を提示するなど、建設的な議論に向けた誠実な対応を行う。また、建設的な批判を除き、特定の団体や個人に対する誹謗中傷は避ける。そのような発言があった場合、当該発言は議事に残さない。